

ウェールズにおける言語侵略

中 村 敬

*In short, there is no official language
in England. There is an official
language in Wales—ENGLISH!*

—R. Lewis (1969)

第一章 「併合法」とウェールズ語

イングランドとウェールズをめぐる歴史は、英語によるウェールズ語の侵略史でもあった。その「侵略史」の中でもきわだって重要な事件が二つある。一つは、「併合法」¹⁾ (Act of Union) の発布 (1536) であり、もう一つは、通称 *The Blue Books* (正式名: Reports of the Commissioners of Inquiry into the State of Education in Wales) と呼ばれる『ウェールズの教育事情報告書』(以下、『報告書』と称する) の刊行 (1847) である (C. Betts, 1976)。

前者は、それによってウェールズが「独立国」としての存在を抹殺された「いわくつき」の法令として記憶されるべきものだが、同時に、イングランドの帝国主義（拡大主義、植民地主義²⁾）の第一歩を記す「記念すべき」法令としても、英国史上特筆すべきものである。しかし、それと同等、あるいはそれ以上に重要なのは、「併合法」(1536) の発布と共にウェールズ語が「公用語」(official language) としての地位を失うことになったことであろう。

ウェールズ民族の抹殺——stamp out (R. Lewis, 1969), stigmatize (B. B. Khleif, 1980)——を意図したイングランド政府 (Westminster government) の重要な施策の一つは言語政策であった。それは、英語に社会的プレスティージを与え、ウェールズ人にとっての母語であるウェ

ールズ語を軽蔑しそれに劣等な地位を与え、英語を強制することにより、ウェールズ人の身体からウェールズ語をとことん追い出してしまうことであった。それには、ウェールズ語の使用を公的に禁じることが最も効果的であり、「併合法」は裁判でのウェールズ語の使用を禁ずることによって、ウェールズ語を公用語の位置から引きずり下ろしたのである。

1536年発布の「併合法」の前文には、「併合」の目的を ‘utterly to extirpe alle and singular the sinister usages and customs’ としてある。たしかに、Meic Stephens などの言う通り、この一行（とりわけ usages）がウェールズ語に言及しているものかどうかは議論の余地があるであろう (M. Stephens, 1978)。しかし、いわゆる language clause と呼ばれる第二十章の中の次の二文は、ウェールズ語の法律上の位置を明確に規定するものとして議論の余地はない。曰く。

... all Justices ... and all other officers and ministers of the lawe shall proclayme and kepe ... all courtes ... in the Englishe Tongue and also from henceforth no personne or personnes that use the Welsshe speche or language shall have or enjoy any maner office or fees within the Realme or Englonde, Wales or other Kings dominions ... onles he or they use and exercise the speche or language of Englisshe.³⁾

この条文のどこを探しても、ウェールズ語の〈禁止〉をうたった個所は見つからない。しかし、裁判用語を英語とする規定が結果的に〈禁止〉と全く同じ効果を發揮することになるのは、日本が朝鮮の「併合」(1910年)以後、法律上は朝鮮語を一度も禁じたことはないが、公用語として日本語を採用し、学校教育の中で日本語の時間を朝鮮語よりも圧倒的に多く割当てることにより(梶井謙, 1980), 実質的には朝鮮語を〈禁止〉したのと同じ結果を招來したのと酷似している⁴⁾。

このようなウェールズ語の法律上の inferior status は、「併合法」の成立以後数百年にわたる政治的・文化的なナショナリズムの運動、とりわけ 1960 年以降の The Welsh Language Society (創立 1885 年) や The Welsh National Party (創立 1925 年) —— ウェールズ語で Plaid Cymru

という——を中心としたかなり急進的な運動などの影響もあって1967年に成立した Welsh Language Act により一応法律上は英語と対等の公的な地位を取り戻すことになる。

Welsh Language Act の第1条には、In any legal proceeding in Wales or Monmouthshire the Welsh language may be spoken by any party, witness or other person who desires to use it, subject in the case of proceedings in a court other than a magistrates' court to such prior notice as may be required by rules of court; and any necessary provision for interpretation shall be made accordingly⁵⁾. とある。「併合法」の発布以後、実に431年たってようやく形式上ウェールズ語の公的な地位が法律によって認められた、と言つてよいであろう。

〈法律上〉あるいは〈形式上〉と述べたのは、400年にわたってウェールズ語が英語によって受けた〈言語侵略〉が、ウェールズ人に母語に対する劣等意識を植え付けることとなり、その結果、ウェールズ語を実質的にも英語と対等な立場に取り戻すのには、なおかなりの年月を必要とするであろう、ということを言いたかったからである⁶⁾。

いったい、「併合法」により、ウェールズ語が公的な地位を失ったという事実をウェールズ人がどのように見ているのだろうか。以下、手許の資料によって若干の考察をしておきたい。

(1) *Second-Class Citizen* の著者 Robyn Lewis は、「併合法」以前は、ウェールズには、monoglot Welsh speakers (*or* Welsh monoglots) しかいなかつた。しかし、『併合法』(厳密には the Language Section)により、near-extinction of the Welsh Language を招來しただけではなく、conditioning the minds of generation after generation of Welsh-speakers to endure and to foster that process⁷⁾、つまり、ウェールズ人でありながら、ウェールズ語を解せない人間が存在するという状態に忍從し、かつそのような状態を作り出すようなメンタリティーをウェールズ人に叩き込んだ」と書いている。この書物は、目下絶版だが、University College of North Wales, Bangor の図書館が一部を所蔵していて、その図書館のインデックスには、[この書物に関連して] *highly personal* と注がついていた。たしかに、この書物は、イングラ

ンドに対する怨念をストレートに表に出している点ではなはだ感情的な論考になってはいるが、それだけに、ウェールズ人の心情が正直に吐露されているとも言えるよう思う。

(2) 第二次大戦後のウェールズにおける民族運動の大きなきっかけを作り、民族運動の指導者的役割を果して来た Saunders Lewis は、1962年に BBC Wales Annual Radio Lecture の一つとして講演 “The Fate of the Language” をウェールズ語で放送した。この放送がきっかけで、The Welsh Language Society が再建されるが、この放送原稿の英訳版が雑誌 *Planet*, No. 4 (February/March 1971) に載せられていて、これを読むと、ウェールズが生んだ一級の劇作家、文学批評家、学者 (Bruce Griffiths, 1979) であり、かつ、代表的な民族運動家の母語（ウェールズ語）に対する考え方を知ることができる。

氏は冒頭のところで、「現在の状況が続けば 21 世紀の初頭には、ウェールズ語は死に絶えるであろう」と述べた上で、そうなれば、the policy set out in the measure called the Act of Union of Wales and England in 1536 as an aim for the English government in Wales, will have succeeded. と言っている。

ここで若干の注釈をつけておく。「現在の状況が続けば」というのは、「ウェールズ語人口が現在のペースで減少して行けば」ということである。その減少のペースは次の通りである。

Percentages of Welsh-speakers: 1801-1971

Census year	No. of Welsh-speakers	Total population of Wales	Percentage of Welsh-speakers
(1801)	470,000	587,245	80.0
(1841)	700,000	1,046,073	67.0
(1871)	1,006,100	1,412,583	66.2
1891	910,289	1,669,705	54.4
1901	997,400		49.9
1911			43.5
1921			37.1
1931			36.8
1941	(No census taken)		—
1951			28.9
1961			26.0
1971	542,000	2,725,000	20.9

—B. B. Khleif, 1980, p. 55.

「調査」は1891年以降10年毎に施行されているので、最新の「調査」は1981年であり、その結果は未だ出ていない。ただ、筆者のウェールズの友人達の予測ではウェールズ語の人口が16%程度に下るだろうということである。果して、21世紀の初頭にウェールズ語が、氏の予言通り死に絶えることになるかどうか誰にも正確な予測はできないと思われるが、ウェールズにおける英語の滲透状況を考えると、事態はかなり深刻である、と言ってよい。なお、当然のことながら、氏が the policy set out in the measure called the Act of Union と述べているのは、イングランドの同化政策、つまり、ウェールズ民族の「抹殺政策」に言及したものだと理解すべきであろう。

(3) ソンジー神学大学の学長 Dr. Pennar Davies は、Meredydd Evans (カーディフ大学), Ned Thomas (アバリストゥス大学) と共に1979年11月11日の夕刻9時に、Dyfed の Pencarreg にあるテレビの送電線を切るという実力行動に出た。理由は、これ以上英語の浸蝕を食い止めるためには、実力行動に出る以外にないと考えたからであり、実力行動に出ることによってウェールズ語問題に無関心な人達に警鐘を鳴らしたい、とも考えたからである。

この結果、三人は裁判にかけられることになるが、裁判における三人の陳述が *The Pencarreg Three*^⑧ のタイトルのもとに小冊子ながら一本にまとめられている。三人の陳述の中では、Dr. Davies のものが、最も説得性が高くかつ迫力があるが、氏は、英語の「言語帝国主義」に言及して、戦後、television has developed and is by now a fearful monster dominating the world of culture and communication, and through it English linguistic imperialism is hounding the Welsh language in every haunt and every home, と述べた上で、「併合法」に関連して、The purpose of the Act of Union was to fit Wales into the political framework of England in such a way as to kill the Welsh language and destroy Welsh nationality. と言っている。

(4) 以上三人の視点は、いずれも「併合法」をウェールズ語が消滅して行く転回点と捉えている点で共通している。言語の消滅は民族の消滅と同じであるから、「併合法」をウェールズ民族の消滅の転回点と捉

えている、と考えても同じである。このような一般的な捉え方に異議を唱えているのは Bobi Jones で、彼は、real key-point を設定するとすれば、ウェールズ人であると考えられていたヘンリー七世が Bosworth の戦場で、イングランドの王冠を戴いた1485年とすべきだと主張する。理由については、During the next two centuries a new structure of relationship was to develop between England and Wales. In the development of this relationship, it seems to me that the most significant and far-reaching historical fact was the continual growth of an inferiority complex amongst the Welsh.⁹⁾ という論述以外にこれといった言及はない。しかし、理由の一つは、おそらく、ウェールズの国王を戴くことでイングランドを征服したと錯覚を起したからではなかったか。つまり、イングランドに乗り込んだ瞬間からウェールズはヘンリー七世の頭に、そしてその子供のヘンリー八世の頭にも、存在しなくなった、と考えられる。

しかし、Bobi Jones のもう一つの興味ある指摘は、「併合法」によつてウェールズ語が法律的に *objective inferiority* の地位を与えられた瞬間から、ウェールズ人に *subjective sense of inferiority* regarding his own identity and character が生じたという事実を具体例をもつて証明しようとしたことである。彼は、そのようなウェールズ人の母語や自國の文化に対する劣等意識を、an ailment in the mentality, つまり「精神の病」と名付けた。そこで次に、Bobi Jones があげる「病理現象」の具体例を一つ引用しておきたい。

詩人の Gruffyd Hiraethog が自著『ウェールズ格言集』に付けた「序言」には次のような一文が見られる。

... all those who abide for a while outside Wales come to hate and suppress from their memory the language of their land of birth and their bodily mother tongue. One notices this particularly in the twangy accent they adopt for pronouncing the Welsh language, and they affect to utter their own language indistinctly although they've not properly learnt any other language, and they speak with a corrupt and thick pronunciation following a foreign usage.¹⁰⁾

この一文が書かれたのは、「併合法」が発布されてから30年も経っていない。しかし、この一文は、ウェールズ語が公的な地位を失ってから1/4世紀も経つか経たないかのうちに、ウェールズ人が早くも、ウェールズ語よりも社会的に優位に立つ英語におもねり始めたことを雄弁に語ってくれている。同時に、言語がすぐれて社会的な存在であることも証明してくれるであろう。1567年には、文法家の Gruffyd Robert が、*It is embarrassing to observe many Welsh clerics who live at the expense of men's souls... having no respect at all for their own country's language, but rather hesitate to speak it and grow ashamed at hearing it, lest they should lower their status and good-name¹¹⁾*と述べているのも、もう一つの具体例として見逃せない。

このような病的な心理状態は、ある言語が社会的に圧倒的に優位に立つ言語と接触した時にしばしば起る。英語自体も、英語史の中で二回ほど同じような状況を生み出した。第1はノーマン・コンクエスト(1066)であり、第2は文芸復興期である。とりわけ後者の場合は、例えば、『ヴェニスの商人』(第一幕第二場)に登場するフォークンプリッジの如きヌエ的な人間を大量に生み出した(中野好夫, 1971)。その点では、英語も広い意味で、「ビジン」だとする田中克彦氏の説¹²⁾はまことに当を得ていると思うが、社会的に優位に立つ言語と接触しながら、英語が数世紀を生きのびて、今日「国際語」あるいは「世界語」としての地位を獲得したのは、Peter Strevens のような学者達が主張するように¹³⁾英語が言語的に国際語としての特性を備えているからではなく、英語の背後にいる政治的・文化的・経済的力が、接触した相手の言語のそれと対等かあるいは優位に立っていたからである。ルネッサンスの時期に英語が社会的に優勢なロマンス語諸語と接触して、一時的にヌエ的な人間を生み出しながら、結局は、ロマンス語を英語の中にとり込んで英語の一部にし得たのは、以上の理由によるのであって、英語の言語的特性とは何の関係もない(L. F. Bransnahan, 1963)。

再度ウェールズ語と英語の関係に戻れば、ウェールズ語が、「併合法」によって公の地位を追われて以来、今まで英語と社会的に対等な立場を取り戻し得なかったのは、ウェールズの政治的・文化的・経済的力が英語のそれと対等にはなり得なかったからである。と言うよりは、「併合法」の発布以降、両者の関係は次のように、英語は地主の言語でウェ

ールズ語は小作人の言語といった支配者・被支配者の構図が perpetuateされることになった。

English		Welsh
landlord	vs.	tenant
capital	vs.	labour
conqueror	vs.	conquered
colonizer	vs.	colonized
master	vs.	slave
aggressive	vs.	defensive
the rich (haves)	vs.	the poor (have-nots)
prestigious	vs.	unprestigious
cultured (civilized)	vs.	uncultured (uncivilized)
secular	vs.	theological
practical	vs.	impractical
broad	vs.	insular

このような英語とウェールズ語の社会的特性とその構造は、二言語間の背後にある力のバランスが崩れた時に生ずる一般的な構造のモデルになるであろう。身近なところでは、第二次大戦中に日本政府の「皇國臣民」化政策の犠牲となった台湾において、「戦争末期には、台湾人のなかからも軍国青少年の輩出がみられ、植民者とともに、自らの母語を軽蔑し、日本語を世界の中で、もっとも美しい言葉であると思い込む輩选出」たのだといわれる¹⁴⁾。言語がこのような構造に投げ込まれると、最終的には〈母国語〉については全く無知な人間を生み出すことになる。ウェールズ人を例にとれば、ウェールズ語を母語を持つ親が、母語にいわれなき劣等感を叩き込まれた結果、自分の子供には英語を母語として叩き込むということが起った。結果は、ウェールズ人として、ウェールズで育ちながら母語が英語という奇妙な人間が多数生れることになるが、そのような人間を Anglo-Welsh と呼ぶ (B. B. Khleif, 1980)。多くのウェールズ人に自発的に母語を捨てさせたのも、ウェールズ語の inferior status を法律的に規定した「併合法」であるが、英語によるウェールズ語の「侵略史」上、「併合法」以上に決定的な役割を果したものに通称 Blue Books と呼ばれる『報告書』がある。そこで、第二章

では、まずその「報告書」の構成を概観し、次に『報告書』の言語觀について詳述したいと思う。

第二章 Blue Books の周辺

1846年の秋、イングランド政府は、R. R. W. Lingen, M. A., Jelinger C. Symons, Esq., Henry Vaughan Johnson, Esq. の三人をウェールズの教育事情 (the state of education in the Principality of Wales), とりわけ、労働者階級の英語習得の実態 (means afforded to the labouring classes of acquiring a knowledge of the English language) を調査する委員会の代表に任命した。Lingen は Carmarthen, Glamorgan, Pembroke を、Symons は、Brecknock, Cardigan, Radnor, Monmouth を、そして Johnson は、North Wales を、それぞれ担当することになり、ほぼ半年にわたる調査の結果が翌年の三月に、3部から成る『報告書』が発表された。

この報告書を通称 *Blue Books* と呼んでいるのは、英國の『議会報告書』(parliamentary reports) がそうであるように、表紙が「青色」のものであったからだが、同時に、その報告書を *The Betrayal (or Infamous, Treason) of Blue Books* とも呼んでいるのは、この『報告書』が、ウェールズ人に彼等の民族・社会・文化に対する劣等意識に最後の決定的な一撃を与えるような記述に満ちあふれているからである。とりわけ、後でも詳述するはずだが、ウェールズ語に対する『報告書』の記述は、第二次大戦前までの旧帝国主義的言語觀を如実に示していて、その点でも、この『報告書』は歴史的な文書としての価値を持っている、と思う。

Saunders Lewis が、There is as yet scarcely a single Welsh author who has acknowledged the truth that these Blue Books are the most important and historical document we possess in the nineteenth century—and that they contain a store of information which has not been used as yet.¹⁵⁾ と述べているのは、まことに興味深い。とりわけウェールズ語に対し、当時の為政者がどのような言語觀を持っていたかは、少数民族および言語をどのように捉えるべきか、という極めて今日的問題を考えさせる点でも重要な資料である。

しかし、その問題に触れる前に、ことの順序として、『報告書』の構

成について、Symons が担当した Part II を中心に概略的に触れておきたい。Part II は全部で 9 章からなる (1. Mode of Inquiry, 2. Summary of School Statistics, 3. Income of schools and Schoolmasters, 4. Tenure and Character of School Houses and School Apparatus, 5. The System of Teaching, 6. Subjects of Instruction and Attainments of Scholars, 7. Sunday-Schools and their Statistics, 8. Moral and Physical Condition of the People, 9. The Welsh Language)。

調査は、英語の解るウェールズ人を助手として採用して行われたものであるが、この『報告書』の特徴は四つある。第1は、教育実態をデータ(数字)によって示そうとしたこと、第2は、面談あるいはアンケート方式によって、ウェールズ人の「考え方」を明らかにしようとしたこと、第3にウェールズ人のモラルにまで踏み込んで、しかもそれに対する評価をしていること、第4は、ウェールズ語に対する極めて一方的な評価を下していること、である。そこで以下、4については章を改めて詳述の予定であるので、それを除く3項目について若干のコメントを加えておきたい。

(1) 実態調査は、学校の種類¹⁶⁾および数、學習者の数および年齢、教師の数および学歴・収入、カリキュラム等々教育の全域に及ぶが、ここでは小論に最も関係の深い言語問題に係る項目についてのみ触れておく。

Table (1) は、3 州にまたがる全 240 校 (Day school のみ) の教育用語の現況を調査したものであるが、この調査から English only の学校が 85. 8 % で、Welsh only の学校が一校しかないことが判る。この事実について、『報告書』は a subject of the utmost satisfaction to every friend to Wales¹⁷⁾ と述べて、ウェールズ語の衰退に満足感を表明し、Welsh only の学校が残っている理由については、simply because the master (one of Mrs. Bevan's) is supposed to be a good one, but unable to speak English と述べ、the school would be attended far better, if English, instead of Welsh, were taught there とまで言っている¹⁸⁾。『報告書』は、英語が普及して来ているのは、學習者が日常的に英語に触れる機会が多いからであって、学校における英語教育の成

Table (1)
SYSTEMS and METHOD of INSTRUCTION and SCHOOL INSPECTION.

RELIGIOUS INSTRUCTION	Brecknockshire		Cardiganshire		Radnorshire		The Three Counties	
	Number of Schools	Proportion percent of whole Number	Number of Schools	Proportion percent of whole Number	Number of Schools	Proportion percent of whole Number	Number of Schools	Proportion percent of whole Number
LANGUAGE IN WHICH INSTRUCTION IS GIVEN								
Welsh only	1	1.0	1	0.4
English only	88	91.7	75	74.2	43	100.0	206	85.8
Welsh and English	8	8.3	25	24.7	33	13.0
Grammar of Welsh
Grammar of English	35	36.5	51	50.5	12	27.9	98	40.9
Grammar of both languages	1	1.0	1	0.4
Total number of schools	96		101		43		240	

果ではない、と述べ、学校の英語教育を様々な角度から批判している。とりわけ教師の英語能力の低さについては厳しい批判の目を向け、一例として、生徒の正しい発音を間違って訂正している（例. wrath→rarth, rough→row, cow→co)¹⁹⁾、と批判している。

Table (2) は Sunday-schools における実態を示したデーターだが、ここでは Welsh only が Day-schools の場合より圧倒的に多い点に注目しておく必要があるだろう。英語の侵略により、Cornish や Manx が死に絶え、Gaelic が氣息奄々たる状態におかれている状況を考えると、今日総人口276万(1976)のうち、ざっと50万人の人達がウェールズ語を使っている事実、つまりウェールズ語がなんとか今まで生き延びて来たのにはそれなりの理由がなければならない。実は、ウェールズ語の survival に一番大きな役割を果したのはチャペルであった。聖書のウェールズ語訳を作らせたのはイングランド政府だが、それは、ウェールズ人の宗教教育を徹底する手取り早い方法としてとられたものであった。しかし、皮肉にもこの政策は、チャペルを中心に発達したウェールズ人の生活の中で、ウェールズ語を頑強に生き延びさせる役割を果すことになったのである。

(2) 面談とアンケート方式(いわゆる fieldwork)はかなり徹底していて、分野は委員会が調査の対象とした全領域に及ぶ。ここでは、一例としてウェールズ人のモラルについての質問状に答えたランピターの下級裁判所に事務官として務める Mr. Williams の意見を挙げておきたい。ウェールズ語とウェールズ人のモラルの低さが結び付けられている点が、当時の知識人の言語観を推し計る上でも興味あるものとなっている。

"Perjury is common in courts of justice, and the Welsh language facilitates it; for, when witnesses understand English, they feign not to do so, in order to gain time in the process of translation to shape and mould their answers according to the interest they wish to serve. Frequently neither the prisoner nor the jury understand English, and the counsel, nevertheless, addresses them in English, and the judge sums up in English,

Table (2)
DISCIPLINE and INSTRUCTION

Counties	Sect or Congregation	Number of Schools	Number of Schools in which Simultaneous Instruction is given by	
			Ministers	Laymen
Brecknockshire	Church of England .	40	8	13
	Baptists	30	11	21
	Calvinistic Methodists	45	14	32
	Independents . . .	51	23	40
	Wesleyan Methodists	10	2	9
	Other denominations	5	5	1
	Total . . .	181	63	116
Cardiganshire	Church of England .	55	25	16
	Baptists	18	5	14
	Calvinistic Methodists	70	13	58
	Independents . . .	44	19	34
	Wesleyan Methodists	19	5	12
	Other denominations
	Total . . .	206	67	134
Radnorshire	Church of England .	25	7	10
	Baptists	9	5	8
	Calvinistic Methodists	7	1	5
	Independents . . .	6	1	2
	Wesleyan Methodists	4	...	3
	Other denominations	2	1	2
	Total . . .	53	15	30
Grand Total of the } Three Counties . }		440	145	280

in SUNDAY-SCHOOLS.

Schools in which Instruction is given			Centesimal Proportion of Schools taught in each Language to the whole Number of each Sect		
In Welsh only	In English only	In both	In Welsh only	In English only	In both
4	31	5	10.0	77.5	12.5
6	4	20	20.0	13.3	66.7
36	2	7	80.0	4.4	15.6
22	1	28	43.1	2.0	54.9
1	4	5	10.0	40.0	50.0
...	4	1	...	80.0	20.0
69	46	66	38.1	25.4	36.5
36	6	13	65.5	10.9	23.6
14	...	4	77.8	...	22.2
61	1	8	87.2	1.4	11.4
39	1	4	88.6	2.3	9.1
9	2	8	47.4	10.5	42.1
...
159	10	37	77.1	4.9	18.0
...	25	100.0	...
...	8	1	...	88.9	11.1
...	5	2	...	71.4	28.6
...	3	3	...	50.0	50.0
...	4	100.0	...
...	2	100.0	...
...	47	6	...	88.7	11.3
228	103	109	51.8	23.4	24.8

—Blue Books, p. 289.

not one word of which do they often understand. Instances have occurred when I have had to translate the answers of an English witness into Welsh for the jury; and once even to the grand jury at Cardigan I had to do this. A juryman once asked me, 'What was the nature of an action in which he had given his verdict?' There is no remedy for this state of things except the propagation of the English language."²⁰⁾

(3) 他民族の精神生活や道徳・倫理観を批判する場合の落し穴は、しばしば評価の基準を自国の価値観におくことであり、もう一つは、自國の犯している罪については棚上げにするかあるいは無知のまま、相手を批判することである。だいたい他の民族の生活や倫理観を批判することはしばしばいらざるお節介となるが、ウェールズ民族の抹殺政策の前には、「文化の相対性」「民族自決」という比較文化の基本的な思想は生れるはずもなかった。しかも19世紀と言えば、イングランドの帝国主義時代が絶頂期を迎えた時代である。イングランド人にとっては、お隣りの「田舎者」ウェールズ民族—Welsh の OE は Waelise で foreigner の意、さらにさかのぼって、ギリシア語で foreign は barbarikos [野蛮な] の意——の存在などは、インドやアフリカの諸地域と同じように野蛮な地域でしかなかった。

『報告書』には、ウェールズ人のモラルの低さを嘆く文章にあふれているが、次の文は最も典型的なもの一つである。

The Welsh are peculiarly exempt from the guilt of great crimes. There are few districts in Europe where murders, burglaries, personal violence, rapes, forgeries, or any felonies on a large scale are so rare. On the other hand, there are, perhaps, few countries where the standard of minor morals is lower. Petty thefts, lying, cozening, every species of chicanery, drunkenness (where the means exist), and idleness, prevail to a great extent among the least educated part of the community, who scarcely regard them in the light of sins. There is another very painful feature in the laxity of morals voluntarily

attested by some of those who have given evidence. I refer to the alleged want of chastity in the women.²¹⁾

公平を期するために言えば、The general character of the villagers is pretty fair as to honesty, and also as to chastity. という記述も時々顔を出す。しかし、総じて言えば、The Welsh are more deceitful than the English; though they are full of expression, I cannot rely on them as I should on the English といったウェールズ民族の道徳的レベルの低さを批判した記述の方が圧倒的に多い。しかも、『報告書』は、そのような道徳的低さがウェールズ語の使用によって助長される—the Welsh language facilitates it—と主張してはばかりないのであるが、それがウェールズ民族の母語に対する劣等意識—Linguistic Schizophrenia (B. Lewis, 1969)—をいっそう助長させたことは容易に想像できるであろう。

このようなウェールズ民族に対する姿勢は、19世紀になって突然現われたものではなく、Taffy was a Welshman, Taffy was a thief... というおなじみの伝承童謡 (Iona & Peter Opie, 1951) と共に古い。しかも数百年にわたるウェールズ民族に対する蔑視政策は、ウェールズ人に対する抜き難い偏見—lazy and fatuous Welsh (B. B. Khleif, 1980) をイングランドの人間に植え付けることになり、ウェールズ民族に対する言語上の様様な軽蔑的な (pejorative) クリシエを生むことになる。

例えば、*O. E. D.* には① Welsh cricket→a louse, ② Welsh ambassador→cuckoo, ③ That's Welsh→I don't understand you (1648 usage), ④ To Welsh→to swindle a person out of money laid as a bet, ⑤ Welsher→e.g. 'He was... a "Welsher" in the matter of marbles and hardbake before his fifth birthday' (1863 usage), とある²²⁾。なかでも④は『報告書』に繰り返し登場する, lying, deceitful といった pejorative expletives が動詞として固定化したものとして興味ある一例となっている。

いったいイングランドの人間には、体制側を揶揄の対象とする強烈な風刺精神が Welsh, Scottish, Irish の場合よりも大きな位置を占めているように思う。例えば、警察官や教師などはいわば「敵」と見なすように、労働者階級の子供達は小さい時から習慣づけられていると言つてよ

いだろう²³⁾。それは一種の「ことばの遊び」(verbal game)でもあって、イングランド人の平衡の感覚とイングランド社会の秩序の維持になにほどのかの貢献をしていると思われるが、そしてまた、そのようなゲームが体制側を相手にし、しかもイングランドの社会の内部にとどまっている限り、無害もあるが、それが異民族を巻き込んでプレーされるとなると、しばしば自分達のルールだけでゲームが進行するだけに、相手にはなはだ「不公平な」展開となる。ウェールズ民族が一方的に揶揄の対象とされて来た、そのこと自体が「不公平な」ゲーム展開であったことの証明であろう。

筆者は先に他民族批判の落し穴について触れたが、ウェールズ民族のモラルをめぐる『報告書』のあまりにも self-righteous で patronizing なイングランド人の態度とは裏腹に、背後で何が起っていたかは一言触れておく価値があるだろう。それは、ウェールズを internal colony (B.B. Khleif, 1980), あるいは英国内の第3世界にさせたもの、あるいは後述する *Blue Books* を支えた思想が何であったか、我々に若干のヒントを与えてくれるであろう。

一般に英國史は、G.M. Trevelyan: *Illustrated English Social History* (Pelican) を代表格として、その大部分がロンドン（ウェストミンスター）から眺めた、しかもイングランド人の手になるものが圧倒的に多く、英国内部の少数民族ないしは旧植民地の民族の視点から書かれた歴史書は意外に少ない、と筆者は観ているが、もしこの推測が正しければ、公平で総合的な英國史は未だに書かれてはいないということになる。この筆者の推測を裏付ける書物に Eric Williams: *British Historians and the West Indies*, 1964²⁴⁾ がある。本書は、「トリニダード・トバゴ出身のすぐれた黒人歴史家であり、また同国が長い英領植民地支配から脱して1956年に独立を達成して以来現在に至るまで、約25年間以上も首相の地位にある」²⁵⁾ エリック・ウィリアムズによって書かれたものだが、本書の内容を要約して言えば、英國の繁栄の原動力となったアフリカの奴隸貿易、植民地貿易——一言で言えば植民地支配——がどのようなものであったかを西インド諸島を具体例として明らかにしようとしたものである。著者は、悪辣な植民地支配を支えた思想がいかなるものであったかを原資料によって語らせるという方法をとった。A. バロックが序文で、「イギリス人読者の多くは、博士の提示した確証から、ヴィクトリア朝

期イングランドで最も著名な人々のなかに、人種的優越性の確固たる信念をもち、またそれを公言してはばからない人びとがいたことを知り、深刻な衝撃を受けるにちがいありません」と書いている。

「ヴィクトリア朝期イングランドで最も著名な人びと」というのは、Thomas Carlyle (1795—1881), Thomas Babington Macaulay (1800—59)²⁶⁾, Anthony Trollope (1815—82), Charles Dickens (1812—70), John Ruskin (1819—1900), Charles Kingsley (1819—75), John Tyndall (1820—93), Alfred Tennyson (1809—92) 等々であり、著者は、ここにあげた、いわば一級の知識人が、例えは1865年に過酷な植民地支配に対抗して起った「ジャマイカ反乱」のような事件にのぞんでいかなる〈言論活動〉をしたか、あるいは彼等がいかに黒人蔑視の思想を抱いていたかを具体的に証明してくれていて、おそらく、バロックの言う通り極めて価値の高い資料となっているが、イングランド人にははなはだ不愉快な書物に違いない。

カーライルは、「たとえば、黒人が、人に使われる者として生まれついているのならば——事実、神は黒人を人に使われる者としてのみ役立つように造り給っているのである——、黒人を月定めで雇うのではなく、きわめて長期的な期間にわたって雇うことにしてよう」²⁷⁾と言ったという。また、ロングにいたっては、「[黒人は] 知能の点でオランウータンに等しく、また容姿の点でも黒人と白人よりも、黒人とオランウータンのほうがはるかに類似点がある」²⁸⁾とまで言っているという。

このような人種的偏見を支えていたのは当時のイギリスの歴史家達であったとする著者は、かれらの理論が(i)チュートン民族の礼賛、(ii)イギリス人のむきだしの狂信的愛国主義、(iii)かれらが「劣等」人種とみなしているものに対する蔑視²⁹⁾、の三点からなっていると主張している。(なお、(ii)の「イギリス人」は厳密には「イングランド」とすべきである。)この理論は(大英)帝国主義(植民地主義)の思想的背景をかなり正確に説明してくれているように思う。とりわけ、ナチズムの例を引くまでもなく、〈人種的優越性〉は他民族を侵略し、支配する口実を与える。イギリスのインド支配に係っての数々の悪業³⁰⁾、阿片戦争(1839—42)、ボーア戦争(1881, 1899)といった英國史の中の暗部とも言うべき事件の多くが、19世紀に起っているのも偶然ではない。

このようなコンテキストの中にウェールズを置いて見ると、ウェール

ズ問題はイングランドの帝国主義的思想と政策の当然の帰結というように考えられる。ウェールズ民族は人種的にはケルト族の一派でイングランドのアングロ・サクソンと異なる種族である。したがって、ウェールズ民族の支配は「人種的偏見」が根にあるという点で、インドやアフリカ諸民族の支配と本質的に同次元の問題であって、異なるのは、ウェールズがイギリス国内の“植民地”，つまり internal colonialism の産物だということぐらいだろう。

他民族の侵略や支配はいかなる口実が用意されようと本質的に非倫理的なものであるが、『報告書』の中でウェールズ民族のモラルをうんぬんしているくだりは、ウェールズ民族の抹殺が本質的に非倫理的であること以為政者が気が付いていないだけにいっそう始末が悪い。

しかしながら、ウェールズ民族やウェールズ語に対する蔑視は、以上のような「人種的偏見」に加えて、ゲルマン語が他の言語よりも圧倒的に優秀で、それに祖語の位置を与えようとしたゲルマン語族の「言語的偏見」という観点からも検討されるべきであろう。

渡部昇一氏は、「最も悪質な人種問題が起っている場所〔例、北アメリカ、南ア連邦など〕はすべてゲルマン語系の移民が出かけて行ったところだ」というトインピーのことばに触れながら、そのよって来るところを、ヘブライ語・ギリシャ語・ラテン語を神聖語とする中世的言語観に真向から挑戦したオランダ人ヨハン・ゴロビウス・ベカナス(1518—1572)の言語観に求めている(渡部昇一, 1973)。

渡部氏によると、その言語観とは、ヘブライ語にはゲルマン語からの借用が多いからゲルマン語の方がヘブライ語よりも古い、ゲルマン民族はバベルの塔の建設に加わらなかったからゲルマン語だけが乱されていない、したがって、ゲルマン語には神聖語になる資格がある、というもののらしい。つまり、「ベカナスの導入した原理は自分の今使っている生きている母国語を神から選ばれた神聖語とすることであり」、そこから「ゲルマン語を話す民族のみが優秀」であるという観点が生まれたのだといわれる。

このベカナスの原理は、今日から見ればもちろん荒唐無稽でお話にならないが、「近世初頭の英文法の著者はほとんどベカナスの信奉者であった」ことや、「オランダ人やイギリス人が北米や南アフリカの植民者であった」ことなどを考えると、人種問題の源がベカナスに代表される

神秘的言語観とも無関係ではないとする渡部氏の主張は充分検討に値するものと思う。何故ならケルト系言語の一つであるウェールズ語の劣等性をアピオリに指定しそれを断罪したイングランド人の言語観は、「言語的偏見」を生み易い神秘的言語観を導入しない限り充分な説明がつかないと思うからである。しかし、現在までのところ、この分野についての研究は充分なされているとは言い難い。いずれ筆者も稿を改めて論じたいと思う。

さて、ウェールズ語の観点から見た『報告書』のウェールズ人による評価は、それによってウェールズ語が社会的に致命的な打撃を受けた、という点でほぼ一致していると見てよい。例えば、Clive Betts は、that helped launch the Welsh language into its most turbulent period³¹⁾、と述べている通り、受難の時期を迎える。さらにこれに追い打ちをかけたのが1870年の Education Act であった。この法律はウェールズの教育内容（カリキュラム等）をイングランドと同じものにすると規定したのである。結果は、この時点から、正式に全ての学校からウェールズ語が消えることになったのである。しかし、ある言語の命運は、法律によってのみ左右されるものではなく、その言語の使い手が母語をどのように考えるかによっても大きく影響されるはずである。『報告書』にはウェールズ語に関する報告者達の考えが豊富に語られていて、それがウェールズ人の母語への劣等感を叩き込んだ、と言われるが、いったいどのような言語観を彼らが持っていたのか、次章で詳述しようと思う。

第三章 *Blue Books* の言語観

『報告書』には随所に、言語観を表明した文章が登場するが、それを大別すると、『報告書』の Part II 第11章の The Welsh Language という独立した項目で扱ったものと、アンケートに答えたものに分けられる。前者は *Blue Books* の著者の言語観が端的に語られたもので、後者はアンケートに答えた様様の人達の言語観が語られている。なお、質問は全部で12あって、言語観に係る質問は、Is the English language gaining ground; and is it desirable that it should be better taught, and if so, for what reason? である。そこでまず両者について、それ

ぞれ書かれている事実のみを整理要約し、次に『報告書』の影響としての Welsh Not とその周辺の問題に触れ、最後に『報告書』の言語観について論じたい、と思う。

(1) The Welsh Language³²⁾:

冒頭で『報告書』は次のように言う。The Welsh language is a vast drawback to Wales, and manifold barrier to the moral progress and commercial prosperity of the people. It is not easy to overestimate its evil effects. つまり、ウェールズ語がウェールズの進歩発展を妨げていること、ウェールズ人の道徳的進歩と商業上の繁栄にとって大きなマイナスで、ウェールズ語の〈害悪〉は計り知れない、というのである。

『報告書』は、その後、その〈害悪〉が何であるかを具体的に述べるのであるが、その第1は、「practical な観点」からのものである。〔ウェールズ語を使っている限り〕 intercourse which would greatly advance their civilization, つまり、文明を進化させるのに大いに貢献するはずの外国(つまり、イングランド)との交流ができない、と主張している。第2は「mental な観点」からのものである。〔ウェールズ語を使っている限り〕... bars the access of improving knowledge to their minds, つまり、知的レベルの向上に貢献する諸々の「知識」を獲得できなくなる、としている。このような発想の根源には、ウェールズ文化がイングランドの文化よりも圧倒的に劣るという前提ないしは〈思い込み〉(preoccupation)があるらしく、『報告書』は、As a proof of this, there is no Welsh literature worthy of the name.³³⁾ と書いている。もちろん、この前提が間違いであることは、*The Mabinogion*を持ち出すまでもなく明白であるが。第3は「morals の観点」からのものである。it (=The Welsh language, 筆者注) distorts the truth, favours fraud and abets perjury,... and escapes detection through the loop-holes of interpretation, つまり、裁判において、ウェールズ語が事実を曲げ、詐欺をすすめ、偽証をそそのかすことだとして、このことが public morals and regard for truth に disastrous effect を与えている、と主張している。このような悪習は、裁判を侮辱するものだが、ウェールズ人に英語をきちんと教えるまではならないだろう (It is never-

theless a mockery which must continue until the people are taught the English language.), とも言っている。

次に『報告書』は、以上の三つの理由を支持する意見を、アンケートの回答の中から幾つか引用し、論述に説得性を持たせようとしている。最後に、英語の滲透度に触れ、... where there has been any Welsh to contend with, the English language has not displaced above one-tenth part of it... と述べ、英語教育の方法が改善されない限り今後1~2世紀の間にウェールズ全土に英語が広まるとは思えない、と主張し、結論として、If the Welsh people were well educated, and received the same attention and care which have been bestowed on others, they would in all probability assume a high rank among civilized communities. と述べている。

(2) アンケートの回答分析：

アンケートの回答に見られる言語観は、(1)の場合と大部分の点で共通する。そこで、以下、(1)との関連でアンケートの回答を分析してみようと思う。

第一の「practical な観点」からの代表的な主張には次のようなものがある。① ... learning English and thereby bettering their condition in life, and obtaining situations to which an ignorance of the English language is a barrier.—The Dean of St. David's ② ... it (=The English language, 筆者注) would enable them to rise in life.—Mr. Williams, of Lampeter ③ ... all public business being generally transacted in the English language—The Reverend David Parry, Vicar of Llywell ④ ... without it (=The Welsh language, 筆者注) they are unable to communicate with any one out of their own district, or to hold any superior position here in Wales without a knowledge of English.—The Rev. Griffith Thomas ⑤ ... (The Welsh Language) incapacitating the people from deriving that improvement which would obviously be the consequence of a free intercourse with their English neighbours.—Edward Thomas, Esq., Magistrate

次に第二の「mental な観点」からのものをあげる。① The Welsh

language is a decided impediment to the mental improvement of the people.—Mr. Williams, of Lampeter ② ... most books for the improvement of the mind being written in English.—The Reverend David Parry, Vicar of Llywell.

第三の「morals の観点」からのものには次のような主張が見られる。
① ... it (=The English language, 筆者注) would facilitate their access to religious and literary works, which would improve their morals and refine their taste —Edward H. Phillips, Esq. ② Perjury is common in courts of justice, and the Welsh language facilitates it There is no remedy for this state of things except the propagation of the English language. —Mr. Williams, the clerk to the magistrates at Lampeter.

以上の三つの観点に、さらに二つの観点を加えておく必要がある。第四の観点は「social な観点」と言ってもよいであろう。例えば、「英語を身につければ趣味や生活習慣、つまり、文化全般が洗練されるだろう」といった主張に見られるものである。
① When the English language shall supplant the Welsh, I doubt not that it will at the same time banish many prejudices that the people seem now to imbibe from their vernacular tongue, and improve their tastes and habits. —The Reverend Rees Price, of St. John's ② ... until it (=English Language, 筆者注) is universally spoken nothing effective can be done to raise the social character of the people and for this reason the arts and sciences, agriculture, & c., are brought to perfection in England.—James Denning, Curate of St. Mary's.

第五の観点は狭義の「political, つまり、政策上の観点」である。
① ... it has been proved, that the meetings which preceded and which were held during the chartist outbreak and Rebecca conspiracy were carried on altogether in the Welsh language. —The Rev. Augustus Morgan ② the facility afforded to the promotion and concealment of any seditions feeling, as in the case of the Rebecca riots ... —Edward Thomas, Esq., Magistrate.

The Rebecca riots は 1838 年以降数年にわたって断続的に発生したイギリスの政策に反対する「農民一揆」だが、『報告書』は、そのよ

うな「一揆」を未然に防ぐためにもウェールズ語を追放する必要があると主張しているわけで、これは、朝鮮の独立運動の芽を未然に刈り取るために日本政府が現地の日本人警察官に徹底した朝鮮語教育を施したのと根は同じである（梶井跡、1980）。

以上の諸点は言語の社会的観点であり、ウェールズ語に関する『報告書』の観点はもっぱら社会的であって、ウェールズ語の言語的特性について触れたものは、以下に引用するものを除いてほとんど登場しない。The Welsh language is peculiarly evasive, which originates from its having been the language of slavery.—E. C. Hall, Esq., a barrister ただし、これとても科学的、つまり実証的（言語学的）な論述ないし分析ではなく、あくまでも印象を語った程度にとどまるが——。

最後に、ウェールズ語の追放を明確に言語化した論述を2・3引用してみたい。
① One need only read the Welsh publications to be convinced of the non-utility of the language for any practical purpose whatever, religious, political, or commercial, and the sooner it becomes dead the better for the people.—The Rev. T. Davies
② I cannot too strongly express my opinion about the necessity of getting rid of the Welsh language..... banish the Welsh language, and Englishmen would come and reside here,... —
The Rev. James Denning, Curate of St. Mary's

以上述べて来たウェールズ語に関する『報告書』の意図を要約すれば、There can be, therefore, no shadow of a doubt, no hesitating in saying, that the extension of the English language, facilitating our arrival at "one fold," and "one voice" to direct that fold, would be a result that would confer inestimable advantages, and promote the interest of a Christian country.—Rev. Richard, W. P. Davies, に尽きるであろう。つまり、「皇國臣民化」——“one fold”——の英國版であると考えれば間違いない。

さて、ウェールズ語に対する以上のような為政者の態度が言語政策の上でどのような形をとって表れたか、その最も顕著な例を一つあげておきたい。言語政策の目的はウェールズ語の追放であるから、そのためにはウェールズ語の学校での使用を禁ずることであった。しかし、ウェールズ語はウェールズ人にとっては母語であるから単に禁止しただけでは

成果は上らない。そこで考え出されたのが悪名高い Welsh not (*or Welsh stick, Welsh*) であった。『報告書』(p. 452) には次のような興味ある記述がある。

The *Welsh stick*, or Welsh, as it is sometimes called, is given to any pupil who is overheard speaking Welsh, and may be transferred by him to any schoolfellow whom he hears committing a similar offence. It is thus passed from one to another until the close of the week, when the pupil in whose possession the *Welsh* is found is punished by flogging. Among other injurious effects, this custom has been found to lead children to visit stealthily the houses of their schoolfellows for the purpose of detecting those who speak Welsh to their parents, and transferring to them the punishment due to themselves.³⁴⁾

筆者自身、カーディフの St. Fagan (Welsh Folk Museum) とバンガーヴィーの博物館で *Welsh stick* の実物を見た。ウェールズ民族にとっては忘れることのできない歴史上のひとこまには違いない。それはともかく、言語の中央集権化が少数民族の弾圧を生むという事実は枚挙にいとまがない。弾圧のシステムにはいくつかの共通項があり、その一つが *Welsh stick* であるが、身近なところでは琉球の「罰札制度」がある。それは、『『横一寸縦二寸の木札』を用意して誰か方言を口にした生徒がいれば、ただちにその札を首にかける。札をかけられたこの生徒は、他に仲間のうちで誰か同じまちがいを犯す者が出るのを期待し、その犯人をつかまえてはじめて、自分の首から、その仲間の犯人の首へと札を移し、みずからは罰を逃れる』³⁵⁾ ものであった。その「手口」と「目的」が、*Welsh not* (朝鮮における「国撻」) と少しも変わらないのには驚かされる。これと同じことはスコットランドのゲーリック語についても起っていた (From the end of the nineteenth century Gaelic faced its most serious challenge —the use of the States schools to eradicate what one Inspector called 'the Gaelic nuisance' . . . The 'maide-crochaich', a stick on a cord, was used by English-speaking teachers to stigmatise and punish children speaking Gaelic in class—a device which was to survive in Lewis as

late as the 1930s.³⁶⁾)。アメリカの南西部では1960年代の中頃まで「スペイン語禁止令」があったといわれる(本名信行, 1980)。なお、ウェールズの友人の話だと、南アフリカでは *Afrikaans* not が制度としてあったということだが、残念ながら、筆者の手許にはそれを証明する資料はない。しかし、いずれにせよ、言語の中央集権化にともない言語政策の上で、為政者がいかに非人間的な「手口」を弄するようになるかという事実に我々はもっと注目する必要がある。いかなる言語政策にも、その背後に政策立案者の言語観がかくされているはずである。イギリス政府がウェールズ語の抹殺を企てたのには、彼らの言語政策の背後にそれを思いつかせた言語観が潜んでいたはずである。いったいそれがどのようなものであったかを、本章の(1)(2)で扱った *Blue Books* からの資料をもとに論じてみたい。

(3) *Blue Books* の言語観

まず最初に「言語観」をどう考えているのか、その点についての私見を提出しておきたい。一般に、言語 (language or a language) には、ごく大雑把に分けて、内部と外部の二つの局面 (あるいは構造) があると言ってよいだろう。内部に係る側面には音韻、形態、意味、文構造、など言語学プロパーが係る分野と、「比喩」や「婉曲語法」など、レトリックに関係する分野がある。一方、外部に係る側面としては、「呼びかけ語」(親族呼称)、ジェスチャーなど社会言語学や paralinguistics に関する分野、「言語と思想」「言語と人」といった哲学や文学に係る分野、「言語と心理」「言語習得」といった心理学に係る分野、「母語と母国語」「方言」と標準語」「母語と国家語」「言語と民族」「言語侵略(戦争)」など言語社会学 (sociology of language) に係る分野がある、と言ってよいだろう。

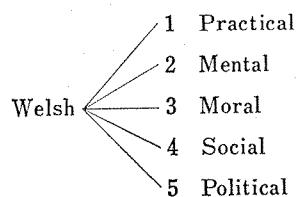
言語観とは、要するに以上の諸分野をどのように捉えるか、ということに尽きるが、一般論として言えば、従来我国では言語観と言えば、言語学プロパーに係る分野ないしは哲学や文学に係る分野をどう捉えるかということとほぼ同義的に使われて来たように思う。おそらく、ほとんど全くと言ってよいほど無視されて来たのは、言語社会学に係る分野である、と言ってもそんなに大きな見当違いをしてはいないと思う。それは、おそらく大部分の日本人にとって、「母語」がそのまま「母国語」

であるため、その手の問題を考えにくいということでもあろう。実際、学問としての「言語社会学」は、J. A. フィッシュマンがエディターとなつて刊行しているシリーズ——contributions to the sociology of language (Mouton)——に見られるように、欧米ではかなりの発展を見ている。とりわけ、少数民族の言語問題を言語政策や言語侵略の観点から扱った論文がかなりの量にのぼっているが、我国では未開拓の分野に属する。

しかし、田中克彦氏が発表して来た一連の業績³⁷⁾は、『言語社会学』とは銘打ってはいないが、その分野と一直線につながるもので、近年ようやく言語社会学的分野への関心が高まって来たようでもある。筆者は、言語研究の中で何をおいてもこの分野への関心を高めて行かねばならぬと考える者の一人だが、理由は、言語社会学的視点を欠いた言語觀は、言語の背後にある民族を見えなくさせてしまう危険性があるからである。とりわけ相手が少数民族の場合には、その危険性が一層増大し、最終的にはその民族の抹殺まで考えさせるようになるのは、小論の主要テーマでもあったイングランドのウェールズにおける言語政策や、日本の1910年以降36年間の対朝鮮政策を見れば、納得できるであろう。

言語とどのように向い合っているか(言語觀)を言語社会学的に検討すれば、結果として、その人が言語の背後にある民族とどのように向い合っているかを知ることになるはずである。あるいはまた逆に、どのように民族と向いあって来たかを分析してみれば、その人の言語觀も透けて見えて来るだろうと言っても事柄の本質は変わらない。違うのは手順である。

したがって、『報告書』の言語觀の検討は、19世紀イングランド人の思想上の一断面を浮き彫りにすることになるであろう。筆者は、第三章の(1)と(2)で資料を要約した折に、ウェールズ語をどのような観点から捉えているかを五つの局面から分類しておいた。問題の核心を要約すれば次のようになる。



いったい、1～5のような特性と言語の結びつきが、一般論として可能なのかどうか、その妥当性を検討するところから考えてみたい。1から5までの中では1の practical な観点が最も妥当性があるように思えるであろう。実際、言語の大きな役割の一つが意思の〈伝達〉であるのだから、言語を伝達の手段と捉える限り、この観点は一見正当性があるようと思える。大部分の外国語教育の理論は、言語修得を「技能」の修得と捉えているので、その点からも「実用性」(practicality) の高い言語を修得するのに不都合がないように思える。しかし、「実用性」を問題にするなら、どの言語もそれなりにプラクティカルなのであって、A・B両言語の「実用性」を言語学的に比較するのはナンセンスである。ウェールズ語も、ウェールズでは英語がイングランドにおけるのと同じように、プラクティカルであるはずなのだが、そのバランスが崩れたのは、英語のほうが〈社会的〉に優勢になった、という以外に何も理由がない。ある言語が社会的に優勢になるのには背後にある政治・経済の力が大きな役割を果してて、言語そのものが〔言語学的に〕より優れているからではない。困ったことに〔社会的に〕優勢な言語の使い手はしばしばこの事実に気が付かないで、言語そのものが優秀であり、したがって、文化的にも優秀だという錯覚を起す。その結果、「劣等なる」言語の消滅を当然のように思うようになる。異なる二言語が並存する場合、そのどちらかをよりプラクティカルだからといってその言語に優位性を与えるのは、いわば〈力の論理〉であって、そのような言語観は「帝国主義」的ですらある、と言えるだろう。

このように、ある言語の優位性が本質的に〈社会的〉なものだという認識を欠くと、『報告書』に見られるように、英語により高い「知性」と「道徳性」(mental & moral) を与えるような言語観を生むことになる。とりわけウェールズ語とウェールズ人の道徳性を結びつけた言語観は言語学的には言わずもがな常識的にもナンセンスである。ある言語が他の言語より、より知的で道徳的であるというのは、言語の価値が社会的に決定されるという認識があれば生まれて来るはずがない言語観である。『『ウェールズ語』は曖昧な (evasive) 言語である』と主張するのは、エンプソンの『曖昧の七つの型』(1930) や、G. オーウェルの Newspeak (1984) を引用するまでもなく、英語がいかに曖昧で暗示に富む言語か、あるいはまた、為政者の意図いかんによっては支配の道具として、いか

に曖昧になり得るか (R. Fowler and others, 1979), そのような事実を知らない者の戯言であろう。

英語を習得すれば、「趣味」がよくなりイングランド人のような「都会人」になれると主張するのも、言語学的には全く妥当性を欠くが、それが、ウェールズ語の抹殺を意図する帝国主義的な人間の発想だとすれば、このような言語観がいかに危険なものか理解できるであろう。5番目の〔狭義の〕政治的な言語観は、支配者としての発想が最もクルードに表面に出たものとして記録にとどめる価値がある。〈理想的〉(ideal)な状態における言語は非政治的なものであるが、為政者の意図いかんによっては民族抹殺の道具にもなり得るということであろう。

以上、1から5までの観点を一通り検討してみたわけだが、言語の本質的特性と結びつくのは1だけ——しかも、それは前述した通り、社会的に極めて危険な発想ともなり得るものだが——後の四つの観点は全て使い手が恣意的に持ち込んだもので言語の特性とは何の係りもない。ということは、『報告書』の言語観が恣意的であるとも言える。恣意的とは、御都合主義ということである。イングランドの為政者にとっての〈都合〉とは、ウェールズ民族をいつまでも「やっかい者」(trouble maker)として放置するのは、大英帝国の建設にとっては邪魔になるということであった。自分に都合のよい目的を達成するためには理屈など後からいくらでもつけられたのである。例えば、英国の〈良識〉を代表すると言われて来た『ザ・タイムズ』(Sep. 8, 1866) までが、ことウェールズ民族および言語に関しては、当時の帝国主義的拡大主義のお先棒をかついでいるとしか思えない論説を掲げたのである。論説は、チェスターで1866年9月4日に行われたウェールズの国民的行事 “National Eisteddfod” についてのものだが、行事がいっさいウェールズ語でとり行われたことに関連し、ウェールズ語の使用を鋭く批判して, “The Welsh language is the curse of Wales. Its prevalence and the ignorance of English have excluded, and even now exclude, the Welsh people from the civilization, the improvement, and the material prosperity of their English neighbours.... Their antiquated and semibarbarous language, in short, shrouds them in darkness.” と述べた³³⁾。

この『タイムズ』の言語観は、『報告書』の言語観と少しも変わらない。

ウェールズ語を、ウェールズの進歩・発展にとって、the curse, つまり「邪魔物」(—obstacle, K. O. Morgan, 1981)と考えたのは、『報告書』が、ウェールズ人がウェールズ語を使っているために、「うだつがあがらない」(under the hatches)と述べているのと符合する。また、ウェールズ語を「時代遅れ」(antiquated)で、「半分野蛮な」(semibarbarous)言語である、と言い放っているくだりは、『報告書』が(ウェールズ語を)「奴隸の言語」(the language of slavery)と規定しているくだりと発想において同じである。

このような、言語本来の特性とは無関係に、支配者(侵略者)が支配を達成あるいは維持したいという動機で、被支配者の言語にマイナスのイメージを作り上げていくやり方は、単に、言語政策上の「技術」の問題ではなく、当事者の言語観、つまり、世界観と固く結びついている。『報告書』の言語観は、そのことを雄弁に語っているのであるが、そのような言語観が、我々にとっても決して無縁でないのは、数多くの日本人の『朝鮮語』に対して抱いているイメージを考えれば判るであろう。『朝鮮語のすすめ』⁴⁰⁾の著者渡辺吉鎧氏は、「まえがき」で、「日本では年齢が上がるにつれて欧米語は、文化的な香りの高い、あざやかですばらしい言葉であると思っている人が多い半面、朝鮮語というと、どことなく暗く見えない言葉というイメージを持たれているようである」と述べた上で、「だがはたして言語に明暗があるだろうか。また、機械文明の進んだ国々の言葉は、近代化に一足おくれをとった国々の言葉より文化的だろうか」と問い、「結局朝鮮語に関して日本人の抱いているイメージは、日本人自身が、不幸にも作りあげた虚像にすぎない」と結んでいる。

たしかに、言語に「明暗」などあろうはずがないのである。しかし、現実には、母なることばである地域語(母語)(従来のタームに従えば〈方言〉)より標準語(国家語)の方が、より正確で、論理的、さらに美的でもある、と考える人達が多い⁴⁰⁾。日本でも、つい最近までは地域語が揶揄の対象でしかなかった。さらに、話すことばよりも書きことばのほうが優っていると考える言語エリートも決して少なくない。このような言語観は、言語の中央集権化といいわば国家政策の中から生まれて来たものと考える。言語の中央集権化は地域語の撲滅を意図するもので、地域語の撲滅は、それによってのみ成立する地域文化の撲滅を意味する。様様な地域の特性を圧殺し、国家を強大にして行く拡大主義は、言語帝

国主義を生んだ。イングランドのウェールズに対する言語政策は、そのような言語帝国主義の産物であったとみることもできよう。

(注)

- 1) 「併合」(union) ということばはいかにも政治的で欺瞞的である。朝鮮「併合」に関連し、時の外務省政務局長・倉地鉄吉は覚書の中で、「併合」の意味について、「韓国が全然廃滅ニ帰シテ帝国ノ領土ノ一部トナル意」と書いている(金達寿他『教科書に書かれた朝鮮』講談社、1979)。ウェールズの「併合」についても、R. Lewis は Wales was never united with England, but was incorporated with England in 1936... (*Second-class Citizen*, Gomer, 1969) と述べている。この手の欺瞞性は、ヴェトナム戦争において、特定地域の壊滅作戦を pacification と呼んだ政治語特有の言語操作 (Language manipulation) に共通している。
- 2) Wales was England's first colony. —— B. B. Khleif: *Language, Ethnicity and Education in Wales*, Mouton, 1980, p. 11.
- 3) *The Statutes of Wales*, collected, edited, and arranged by Ivor Bowen, Adelphi Terrace, 1908.
- 4) A further effect of the use of English in law and administration was to relegate Welsh to an inferior status, unworthy for official purposes in the eyes of the wealthier and better-educated classes. —— M. Stephens: *Linguistic Minorities in Western Europe*, Gomer, 1978.
- 5) この部分は、R. Lewis: *Second-class Citizen*, Gomer, 1969, に転載されているものからの引用である。
- 6) Although government attitudes are not now actively hostile to the Welsh language, established administrative practice regards English as the norm throughout Wales despite the passing of the Welsh Language Act. —— N. Thomas: *The Welsh Extremist*, Y. Lolfa, 1978, p. 32.
- 7) R. Lewis: *Second-class Citizen*, p. 31.
- 8) *The Pencarreg Three*, Lolfa, 1980.
- 9) Bobi Jones: "The Roots of Welsh Inferiority" (*Planet*, No. 22).
- 10) Ibid.
- 11) Ibid. なお、R. Llewellyn: *How Green Was My Valley* (初版、1939) の中で、ウェールズ人の教師 Jonas が、生徒で物語の主人公 Huw に向って、"Welsh never was a language, but only a crude means of communication, between tribes of barbarians stinking of woad. If you want to do yourself some good, stop troubling your tongue with it." (New English Library Edition, 1979, p. 273.) と言うくだりがある。

- 12) 田中克彦『ことばと国家』岩波書店, 1981.
- 13) British Council, Tokyo における(1981年8月)講演“English as an International Language.”.
- 14) 戴国輝『台湾と台湾人』研文出版, 1980, p. 307.
- 15) Saunders Lewis “The Fate of the Language”(*Planet*, No. 4 February/March, 1971). この講演には次のような前文がついている。The original Welsh version of the text given below was the BBC Wales Annual Radio Lecture in 1962. Later that year and as a result of the lecture, the Welsh Language Society was formed. Mr. Saunders Lewis is the Society's honorary president and was attacked for his alleged influence on its young members of parliament. . . .
- 16) *Blue Books (Reports of the Commissioners of Inquiry into the State of Education in Wales, London, 1848)*によれば, Church, Adventure, British, Dame など。
- 17) Ibid., p. 254.
- 18) Ibid.
- 19) Ibid.
- 20) Ibid., p. 302.
- 21) Ibid., p. 294.
- 22) 英国内の様々な地域の人達に対しても pejorative cliche's があるようだ, *The Observer* (1981年4月12日号) の投書欄に載った一読者の投書から, 問題の個所を要約すると, Liverpool→arrogance, Glasgow→the cut-throat razor gangs, Yorkshire→brashness, Lancashire→the twang, Welsh→greed and idleness, Irish→treachery, London→thuggery and vice, となる。
- 23) I've always been politically minded, you know, and against the *status quo*. It's pretty basic when you're brought up, like I was, to hate and fear the police as a natural enemy and despise the army as something that takes everybody away and leaves them dead somewhere, . . . it's just a basic working class thing . . . — *John Lennon in His Own Words*, Omnibus Press, 1980.
- 24) 邦訳, 田中浩『帝国主義と知識人』岩波書店, 1979.
- 25) 同上, p. 380.
- 26) When one meets anti-Welsh Welshmen, especially those of an upper-middle socioeconomic standing, one perhaps cannot but think of what Macaulay had said about India: We will create a class of people as intermediaries between us and the natives we govern — a class of persons Indian in blood . . . but English in tastes, in opinions, in morals and intellect. — B. B. Khleif: *Language, Ethnicity, and Education in Wales*, Mouton, 1980, p. 54.

- 27) 田中浩訳『帝国主義と知識人』p. 115.
- 28) 同上, p. 18.
- 29) 同上, p. 53.
- 30) 吉岡昭彦『インドとイギリス』岩波書店, 1975.
- 31) C. Betts: *Culture in Crisis*, Ffynnon Press, 1976, p. 29.
- 32) *Blue Books*, p. 312.
- 33) アンケートに答えて Mr. Williams, of Lampeter は, There is very little original Welsh literature in Wales—*Blue Books*, p. 311, Edward H. Phillips, Esq. は, ... there is no literature of any real value and utility in the Welsh language. — Ibid., p. 401 と言っている。
- 34) So stupid are the English, who build schools for the Welsh, and insist, on pain of punishment, that English is to be spoken, and yet, for all their insistence, never give one lesson in the pronouncing and enunciation of the spoken word. — R. Llewellyn: *How Green Was My Valley*, New English Library Edition, p. 266 の punishment は Welsh not のことである。
- 35) 田中克彦『ことばと国家』岩波書店, p. 118.
- 36) M. Stephens: *Linguistic Minorities in Western Europe*, Gomer, 1978, p. 63.
- 37) 『ことばと国家』(岩波書店, 1981) のほか, 『言語の思想』(NHKブックス, 1975), 『言語からみた民族と国家』(岩波書店, 1978) など。
- 38) K. Morgan: *Rebirth of a Nation*, Clarendon, 1981.
- 39) 講談社現代新書, 1981.
- 40) 柴田武氏は「地域語による, 地域語の教育」(『文学』岩波書店, 1981年9月号) の中で, 地域語による〈標準語〉の教育を提案している。

BIBLIOGRAPHY

(I)

1. Adlaer, Max K.: *Welsh and the other dying languages in Europe*, Helmut Buske Verlag Hamburg, 1977.
2. Betts, Clive: *Culture in Crisis*, The Ffynnon Press, 1976.
3. Chadwick, Nora: *The Celts*, Pelican, 1979.
4. Dodd, A. H.: *Life in Wales*, B. T. Batsford, 1972.
5. Evans, David: *Wales in Modern Times*, Edward Arnold, 1979.
6. Evans, Gwynfor: *Land of My Fathers*, Swansea, John Penry Press, 1978.
7. Ellis, P. Berresford: *Wales—A Nation Again*, Tandem, 1968.
8. Griffiths, Bruce: *Sauders Lewis*, University of Wales Press, 1979.
9. Jones, Brinley (editor): *Anatomy of Wales*, Gwerin, 1972.

10. Jones, T. Gwynn: *Welsh Folklore and Folk-Custom*, D.S. Brewer. Rowman and Littlefield, 1979.
11. Jones, Gwyn: *The Oxford Book Welsh Verse in English*, 1977.
12. James, CV: *The Older Mother Tongues of the United Kingdom*, 1978.
13. Khleif, Bud B.: *Language, Ethnicity, and Education in Wales*, Mouton, 1980.
14. Lewis, Robyn: *Second-class Citizen*, Gwasg Comer Llandysul, 1969.
15. Morris, Jan (editor): *Stories of Wales*, Lutter Wor the Press, Guildford and London, 1980.
16. Morgan, Kenneth O.: *Rebirth of a Nation Wales*, Clarendon Press, 1981.
17. Osmond, John: *The Centralist Enemy*, Christopher Davies, 1974.
18. Philip Alan Butt: *The Welsh Question*, University of Wales Press, 1975.
19. Stephens, Meic (editor): *The Welsh Language Today*, Gomer Press, 1979.
20. Stephens, Meic: *Linguistic Minorities in Western Europe*, Gomer Press, 1978.
21. Thomas, Ned: *The Welsh Extremist*, London Victor Gollancz, 1971.
22. Williams, Glyn (editor): *Social And Cultural Change in Contemporary Wales*, Routledge and Kegan Paul, London, 1978.
23. William, David: *Modern Wales*, John Murray, 1976.
24. William, David: *A History of Modern Wales*, John Murray, 1977.
25. Williams, Gwyn: *The Land Remembers*, Faber and Faber, 1977.

(II)

1. *Bilingual Education in Wales*, Evans, Methuen Educational, 1978.
2. Welsh Office: *Legal Status of The Welsh Language*, 1965. Her Majesty's Stationery Office.
3. Ministry of Education: *Place of Welsh and English in the Schools of Wales*, London: Her Majesty's Stationery Office, 1960.
4. *Reports of the Commissioners of Inquiry into the State of Wales*, London, 1848.
5. The Council For Wales and Monmouthshire: *Report on The Welsh Language Today*, London: Her Majesty's Stationery Office, 1963.
6. *The Statutes of Wales*, London Adelphi Terrace, 1908.

(III)

1. Evans, Caradoc: *My People*, Dennis Dobson, 1953.

2. Llewellyn, Richard: *How Green Was My Valley*, New English Library, 1979.
3. *The Mabinogion*, Penguin Classics, 1979.
4. *The Penguin Book of Welsh Short Stories*, 1976.

(IV)

1. 中野好夫『英文学夜ばなし』(新潮選書, 1971)
2. 渡部昇一『言語と民族の起源について』(大修館, 1973)
3. 渡辺吉鎧・鈴木孝夫『朝鮮語のすすめ』(講談社現代新書, 1981)
4. 梶井 邉『朝鮮語を考える』(龍溪書舎, 1980)
5. E. ウィリアムズ著 田中浩訳『帝国主義と知識人』(岩波書店, 1981)
6. 木名信行「南西部におけるアングロ・アメリカンとメキシカン・アメリカンの文化接触——2言語併用教育を中心として——」(*The Japanese Association for American Studies*, 14, 1980)

(V)

1. R. Fowler, B. Hodge, G. Kress, T. Trew (editors): *Language in Control*, Routledge & Kegan Paul, 1979.
2. Iona & Peter Opie: *The Oxford Dictionary of Nursery Rhymes*, 1973.